

自民党改憲草案における「家族」の問題を考える

本間正吾（2017年1月執筆）

2012年自民党改憲案

第24条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。（この項を追加）

2. 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し…（現行憲法の「合意のみ」の「のみ」を省略）

3. 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては…（現行憲法と異なり、「家族」が最初に置かれ、「配偶者の選択」「住居の選定」が省略され、「扶養」「後見」「親族」が追加される。）

1. 「家族」という語の意味

「家族」という言葉の意味は自明ではない。われわれが日常体験する「家族」は感情的な存在だと言える。生活をともにすることによりはぐくまれる感情に支えられて「家族」の意識はうまれる。たとえ血縁関係がなくとも、法的保障もなくとも、「家族」の意識は生まれる。そういう意味で、「家族」は感情的な存在であり、また個人の感情に支えられるだけに多様な存在でもある。われわれが日常体験する「家族」はこんなものである。ところが改憲案に書き込まれている「家族」はちがう。第3項に「親族」という言葉が付け加えられているように、それは血縁関係の中でとらえられている。もちろん「親族」はその中に姻族も含むのだから血縁だけではない、と言われるかもしれない。しかし「親族」は親等という語を使って血縁の親疎により序列化されるものである。そうすると、ここで考えられている「家族」は、背後に「親族」の列をひきずった両性が結びつくことによって成立する、社会的な組織だということになる。そうした「家族」とは、もはや個人と個人が結びつき生活する場などではなく、「扶養」の機能、「後見」の機能までそなえた社会的組織なのである。これは制度として機能する「家族」である。改憲案に言う「家族」とはこれである。こうすると「家族」などという翻訳がましい言葉よりも、端的に「家（イエ）」という言葉にした方が適切だということにもなる。

改憲案ではこうした「家族」を「社会の自然かつ基礎的な単位」ととらえている。この条文は『世界人権宣言』に書き込まれた、「家庭（The family）は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」という文章と表現の上ではほとんど同じである（『世界人権宣言』第16条）。だが外見の類似とはことなり、意味においては決定的な違いがある。

『世界人権宣言』は「すべての人間（All human beings）」が生きていく上で認められなければならない基本的な権利を列挙している。ひとは他者と様々なかたちでつながる中で生きていく。他者とつながることによってその権利は意味あるものになる。その他者とのつながりを「集団的単位」と呼ぶならば、その中でもっとも基礎的なものが「家族」であることはたしかである。だから「家族」には「社会及び国の保護を受ける権利」がある。『世界人権宣言』はこう言っている。そして先の言い方にしたがうならば、ここで言う「家族」は制度的というよりも感情的な存在という方が当たっているだろう。

ところが改憲案の文言は、外見は同じでも意味がちがう。改憲案の前文にはこんな言葉が記されている。「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。ここからあきら

かなように、社会をかたちづくり、国家を形成するという意味で「基礎的な単位」という言葉は使われている。「家族」は「国家」の形成に向けて意味づけられている。だからこそ「家族」は「尊重される」のである。

だが、「家族」を基礎的な単位として社会を形成することがそもそも可能なのか、まずもってそこから疑問がわく。ここを次に考えてみたい。

2. 「家族」は、社会の自然かつ基礎的な単位、となりうるのか？

近代以前の社会の基礎的な単位は、各種の共同体であった。生産活動の基盤となっていたものも、人々の生活を支えていたものも、共同体であった。それは農村であろうが都市であろうが変わりはなかった。権力の側から見ても、徴税、課役の単位は共同体であり、治安も共同体をたよって維持されていた。そして「家族」はその陰に隠れていた。ある歴史学者は言う。「(近代以前の社会においては) 家族というものが、生きられた実体として存在しなかったのだから、逆説的ながら家族を認め得ないのである(『〈子供〉の誕生』フリップ・アレス)。「共同体」の解体があって初めて、「家族」は社会的に意味のある存在としておもてに現れる。

では近代以降、「家族」が社会の「自然かつ基礎的な単位」となったのか。結論を言えば「家族」が社会を形成する「基礎的な単位」となることはありえない。先ほどの歴史学者は近代における「家族」についてこう言う。「閉じられた社会になっている」、あるいは「社会的関係面の活動を窒息させてしまった」と。「家族」は内と外を分け、親密な関係を内に閉じこめてしまう。「身内」と「他人(他所 よそ)」の区別である。経済的利害関係においても内と外は区別され、内における経済的共同関係が外に広がることはない。「家族」によって社会は分断され解体されていく。「家族」は社会を形成するという意味での「基礎的な単位」になりえないどころか、社会を解体する方向に働く。

ところがそれでも、「家族」が基礎となって社会が形成されるかのような言い方がまかり通っている。そこにはマジックがある。道具は神話である。個々の「家族」からはじまり、「家族」を飲み込む共同体、それがさらに巨大な「家族」としての国家、「おおいなる家＝公(おおやけ)」へと発展していくという神話である。だから近代における「家族」の創出とともに、国家の神話の創作と刷り込みも始められたとも言える。その神話は敗戦により打ち砕かれたはずであった。ところがいままた蘇ろうとしている。というよりも蘇らせなければならない。そうでなければ、「家族」を社会の自然かつ基礎的な単位などとする言い方は成り立たないのだから。

3. 何を「家族」に求めるのか？

なぜこうまでして、「家族」に社会を形成する基礎的な単位という役を割り振ろうとするのか。その理由は二つ考えられる。

ひとつ目の理由は、「家族」には社会を形成する単位としての意味はないとしても、管理する上での基礎的な単位としての意味があるからである。「家族」はその中に個々の人間を位置付けて管理するしくみ、つまり戸籍制度の基礎となってきた。管理する側、統治権力の側にとって、「家族」は支配し管理する装置として欠くことのできない役割を果たしてきた。この役割は戸籍制度の始まった古代からはじまり、近代においても変わらず続いてきた。その意味で「家族」は「尊重される」ものなのである。

二つ目の理由は「家族」には個人を封じ込める力があるということである。近代になって個人が社会的拘束から解放された、という言い方がある。だが先ほどの歴史学者は近代における家族意識の濃密化を指摘し、「いったいどこに個人主義が見えるのだろうか」と問い、「勝利を収めたのは個人主義なのではなく、家族なのである」と結論づける。最近の天皇の生前退位をめぐる騒動にも「家族」のこの構図を見てとることができる。意見を求められた保守系の論者（八木秀次）は言う。

「(皇位継承をめぐる分裂の危機を避けることとは別の) もう一つの理由は、皇室の存立にとって、より本質的な問題で、現在の皇室典範の制定時においても議論されたことだが、ご生前での退位を認めることは、当事者の意思によって皇位継承を行うことを意味する。退位が可能であれば、即位についても当事者の意思に関わることになる。つまり、即位しないこと、即位拒否も当事者の意思次第ではあり得ることになる。皇籍離脱も可能になる。

ひとが個人として行動するとき、皇室も含めた制度としての「家族」は存続できなくなる。「家族」が成員の個別の意志を抑え、運命を甘受させることできたとき、「家族」は存続をたしかなものにする。同時に個人を超え、「家族」を超えた存在である、「公」の存立も可能になる。なぜならば、自立した個人が結びつくことによって「公共」が形成されるならば、その上に君臨してきた「公」の在処はなくなるからである。「公」と個人は対立する。「家族」は個人をそのうちに閉じ込めることにより、「公」の存在をたしかなものにする。だからこそ「家族」の出発点である「婚姻」も、個人の意志の合致、両性の合意「のみ」で成立させてはならないのである。

4. 「家族」は、互いに助け合わなければならない、と義務づける意味は何なのか？

近代以前において人々は、それぞれが属する共同体の中で助け合わなければならないなかった。だからこそ葬式と火事以外の八分どおりの助け合いを断つことが社会的制裁にもなった。ところが近代に入るとともに、助け合いの場は「家族」になっていく。世帯主が仕事に出て家族を養うに足る収入を得る。主婦が家事をすべて引き受ける。これが典型的な家族の姿とされた。これにより世帯主の労働力を完全に利用し尽くすことが可能になった。この近代家族に支えられて経済、産業は発展することができた。いまこのしくみは崩れてしまった。すでに雇用構造、産業構造は変わってしまった。

最近「働き方改革」という言葉が使われている。その意味は曖昧であり、十分な説明もない。ただ垣間見えてくるものをまとめて表現するならば、雇用の流動化と多様化ということになる。その先に見えるものはあきらかである。低賃金かつ不安定な雇用、そのもとでの生活である。もはや世帯主に一家を養うだけの収入を期待することはできない。「家族」みんなで収入を得なければならない。その意味で「家族は助け合わなければならない」のである。「家族」が助け合うことにより、「家族」すべての労働力を最大限まで引き出す。これが「働き方改革」と表現される一連の労働政策の目標だと言える。経済総力戦に向けた「一億総活躍社会」の実現である。

他方、産業構造も大きく変化した。第三次産業の比重増大である。第三次産業の発展とはけっきょくのところ家庭内に閉じ込められてきた労働の商品化である。これは専業主婦の終焉、女性の家庭からの解放とも見える。が、人間生活の隅々まで市場経済が侵入することでもある。金さえあれば生活のすべてを経済活動にゆだねることが可能になる。金があれば自分で何とかするしかない。もちろん時間の余裕があれば、自分らしい生活を楽

しむ機会にもなるだろう。だが金がないときは時間もなくなるのが常である。もはや生活の質が低下するのではなく、生活そのものが縮小し、最後には消滅することになる。現代における貧困の悲惨さはここに極まる。

いくら助け合ったとしても、すべての「家族」が生き延びることができるわけではない。破綻の危機はつねにつきまとい、運の悪い「家族」は脱落する。それでも「家族は、互いに助け合わなければならない」と言い続ける。これは「家族」を単位とする自己責任論である。こうして統治権力は責任を免れ、身軽になる。

おわりに

ひとがそこに所属していると意識し、そこで安心して生きていけると確信することができる場所、それが社会であるはずである。そうした社会を形成する上での道徳的基礎は相互扶助の意識である。その意識は特定の集団の中に限定されるものではなく普遍性をもつものでなければならない。そうでなければ包括性をそなえた社会を形成することなどできない。「家族」を持ち出すとき、相互扶助は「家族」の中に限定され、普遍性は失われる。差別なく互いを支えようとする道徳はありようもない。まずは「身内」であり、「他人」は後回し、「他人」まで助ける必要もない。残るものは「家族」のエゴだけである。そんな「家族」を「基礎的な単位」とする社会は、ひとを受け入れ生かす社会ではない。それは見せかけの社会、統治権力が支配し管理するだけの荒野にすぎない。「家族」の尊重、道徳の復興を声高に叫ぶ人々が目指す先に待つ世界はこんなものである。

終わりに言おう。社会の自然かつ基礎的な単位は個人である。自立した個人が互いに支え合い、それぞれの人生の完成を目指すことが可能になるとき、公共の福祉は実現される。これが現行憲法のめざす世界である。それは相互扶助を基本とする道徳的世界になるはずである。そうした社会の実現を望むならば、改憲案のような条文を憲法に書き込ませることがあってはならない。